

新潟県条例第3号

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第9条 (略) 2 (略) <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第9条 (略) 2 (略)

(市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 (略) 2 (略) <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 (略) 2 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。